

令和3年度第2回

さいたま市地域包括支援センター

運営協議会要旨説明

議題（１） 介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について

（資料１０～１２ページ）

（１）介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務につきましては、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施していますが、介護保険法第１１５条の２第３項の規定により、指定居宅介護支援事業者に事務の一部を委託することができる、とされています。

（２）委託にあたりましては、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない、と定めています。

（３）資料１２ページにある１８カ所の居宅介護支援事業所は、令和３年１２月にDVD配布形式で実施している「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、また、これらの事業所は、業務改善等の勧告・命令を受けておらず、居宅介護支援事業所として厚生労働省令で定めます介護支援専門員の人員基準を満たしていますので、承認を求めるものでございます。

議題（２） 令和３年度第２回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について（西区）

（資料 １５～２０ページ）

令和３年度第２回西区地域包括支援センター連絡会につきましては、  
１１月２６日（金）１３時から西区役所大会議室にて開催いたしました。

（１）令和３年度上半期地域包括支援センターの事業実績について

地域支援会議や介護者サロンに関しては、コロナ禍の影響で書面開催や開催しない状態が続いているとの報告がありました。総合相談業務は前年度を大きく上回り増加傾向で、医療機関との連携も増加傾向です。コロナの関係で家族が入院中の本人と会えないことがあり、直接病院とのやり取りが増加の要因となっています。個別訪問支援として8050問題で離職して親の介護をしている方が精神的に追い詰められないように、話をじっくり聴いたり、介護のアドバイスをしたりして支援をしております。

委員からの主な意見として、介護者サロンは、認知症の方は楽しみにしていらっしゃるのになんとか開催方法を工夫して、１回でも２回でも開催してほしいというものがありました。

（２）地域支え合い推進員の活動報告について

今年度の前期も新型コロナウイルス流行のため、多くの地域活動が休止になりました。地域支援会議やオレンジカフェなども中止あるいは書面開催となっておりますが、緊急事態宣言が解除されてからは、諸団体の活動がやや活発になってきました。

委員からの質問では、民生委員の活動の中で、高齢者の親世代と同居している、40代50代のひきこもりについて介入が難しいと感じているのだが、そのような世帯と遭遇した際、どうするかという質問に対し、世帯全体で見ていかなければならない為、どこに繋げたらいいのかを行政と一緒に考える。ただ、本人がその気にならなければ動きだせないのも、そこは難しいところ。何かきっかけがあった時に関わると良いのではないか。何も無い時に介入すると拒否が強まったりする可能性があるというアドバイスがありました。

### (3) 介護予防業務の公正・中立の評価について

三恵苑に関して、介護予防訪問介護については、サービス提供事業所が94件のうちで、最も多い事業所が18件で、全体の19%となっているので、こちらは課題なし。介護予防通所介護については、サービス提供事業所が198件のうちで、最も多い事業所が42件で、全体の21%となっているため、課題なし。

くるみに関して、介護予防訪問介護については、サービス提供事業所が88件のうちで、最も多い事業所が39件で、全体の44%となっておりますので、こちらは課題なし。介護予防通所介護については、サービス提供事業所が188件のうちで、最も多い事業所が68件で、全体の36%となっているため、課題なし。

### (4) その他

委員からのお話として、自治会に様々な相談が増えていますが、地域包括支援センターに相談し、解決した事例がありましたことが報告されました。

議題（２） 令和３年度第２回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について（北区）

（資料 ２１～２５ページ）

令和３年度第２回北区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和３年１１月２２日（月）に開催いたしました。

北区連絡会の主な報告は３点になります。

１点目は、２２ページの「２ 令和３年度上半期事業報告について」になります。

各地域包括支援センターから、上半期の取組状況について報告があり、委員からは、コロナ禍におけるオンラインの利用についてどのように考えているかとの質問が有り、専門職同士の研修会等では有効であるものの、高齢者にとっては対面が好評であるということを含めて、高齢者の場合はオンラインは難しいのではないかと、との意見が有りました。今後、どのように、高齢者に対してICTを普及していくかだけでなく、様々な可能性、課題を、さいたま市としてクリアしていただきたい、という意見が有りました。

また、地域包括支援センターにおける困難事例については、認知症初期集中支援チームを積極的に利用し、解決の一助としていただきたい、と助言をいただきました。

２点目は、２３ページの「４ 一般介護予防事業の実施状況について」の中で、高齢者には、コロナが怖くて引きこもってしまった方がいるので

はないかと思われるので、積極的に、高齢者が外に出る機会を作っていたきたい。コロナが明けて、全身のフレイルと共にオーラルフレイルで、口の中の機能が衰えていることも考えられ、活動を再開していく良いタイミングと考える、という意見をいただきました。

3点目は、24ページの「5 地域支え合い推進員の活動報告について」になります。

各地域包括支援センターの地域支え合い推進員から、上半期の活動状況として、コロナウイルス感染拡大により地域活動が止まっていた中で、地域との繋がりを維持するための、それぞれの取組が報告されました。

委員からは、認知症の方の現状が気になるが、認知症サポーター養成講座など、認知症の早期発見、早期予防の啓発を続けていくことが必要、との意見や、新型コロナウイルス感染症によって、高齢者を取り巻く状況が大きく変わった1年半だったが、一度切れてしまった関係性を、どう再構築していくかということが、これから大きな課題となる、などのご意見をいただきました。

議題（２） 令和３年度第２回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について（大宮区）

（資料 ２６～２９ページ）

令和３年度第２回大宮区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和３年１１月２５日（木）に開催いたしました。

大宮区連絡会の主な報告は３点になります。

１点目は、２７ページの「令和３年度各地域包括支援センターの上半期事業報告について」ですが、東西両圏域が地域支援個別会議の内容を地域支援会議に報告し、地域支援会議の参加者に「あったらいいな」と思われる社会資源やしぐみについて意見聴取しました。地域支援会議からは「公民館等への同行の援助」、「同居の家族など若い世代に向けた支援」、「安心して行ける身近な場所」があるとよい等の意見があったとの報告がありました。

また、「地域活動」においては、令和３年度上半期も新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりましたが、手紙やチラシの配布でつながりを保つよう努め、また、少しでも地域の中で活動する機会や相談できる場所が必要と考え、活動拠点を増やして少人数での参加を中心に実施したとの報告がありました。今後も地域とのつながりや地域の中での活動の機会について検討し、活動の周知、関係各所との連携を図っていくとの報告がありました。

２点目は、２８ページの「令和３年度各地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の上半期活動報告について」になります。

東部圏域からは、小中学校への訪問により情報交換ができ、この訪問を通して複数の中学校で、地域包括支援センターの仕事を周知する講演を

実施することになったことや高齢者買い物支援活動等についての報告がありました。

また、西部圏域からは、集いの場拡充に対する支援として、各自治会やシニアクラブと話し合いを行い、地域包括支援センターにつなぐことによってサービス創出に努めたことや、人とのつながりを保つための工夫として、川柳を活用した地域支援を行ったこと等について報告がありました。

最後に、3点目となる29ページの「その他」ですが、「令和3年度各地域包括支援センターの上半期事業報告」の中での地域支援会議からの報告を踏まえて、委員の方からは、新型コロナウイルス感染症による自粛生活が影響し、筋力低下から足のしびれや息切れなどの訴えが聞かれ、誰でも行ける集いの場、気軽に行ける場が大切であり、その集いの場へ行く支援も必要、という意見がありました。また、若い世代に対する支援が少ないことが課題であるため、今後、集い・交流の場について検討して欲しいとの意見もありました。

なお、ヤングケアラーからの相談についても質問があり、東西両圏域からは現時点で相談がないが、今後も多方面で活動の周知を行っていくとの回答がありました。



議題（２） 令和３年度第２回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について（見沼区）

（資料 ３０～３４ページ）

令和３年度第２回見沼区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和３年１２月２日（木）に開催いたしました。

１ 見沼区地域包括支援センターの運営状況について（上半期）

（１） オンラインの活用について

介護者サロン・ケアマネジャー勉強会・地域支援会議等の会議をオンラインで開催した他、オンライン体操の実施・包括の広報誌のWEB掲載・民間企業と協働してのスマートフォン教室・協議体メンバー間のやり取りにおけるLINE活用等、各圏域において工夫をして取り組んでおりました。体操やLINE等は高齢者でも慣れれば扱えたとの報告が多い一方で、地域支援会議では馴染まなかった、オンライン介護者サロンの参加者が少なく、まだ１度しか開催できていないとの声もありました。

（２） 集合形式での事業の実施について

オンラインと並行し、感染予防対策を徹底しながら、集合形式での各種事業も徐々に再開しております。地域の小学校や民間企業での認知症サポーター養成講座の開催、出前講座や出張相談会の実施、自主グループへの活動再開支援などの活動報告がありました。その中で、若い方の参加が少なく、事業周知がなかなか進まないといった、特に有職者層への広報活動の難しさが、地域課題として挙がっておりました。

(3) 相談業務について

全体として増加傾向となっており、経済的問題や老々介護等の問題が複合化していき、1件の相談に対する支援回数が多くなり、期間も長期化しているとのことでした。

(2)に関しては、各包括では自治会の回覧や掲示板を活用する、店舗や医療機関等目につきやすいところに広報誌を貼る、民児協に毎回参加するといった工夫を行っており、委員から、そういった地道な努力が大事であり、区連絡会の各委員も協力することが望ましいとの意見がありました。

2 介護予防支援業務の公正・中立について

見沼区内各圏域地域包括支援センターが作成するケアプランについて、特定の事業者が提供するサービスに偏りがないことが確認できた旨、報告いたしました。

3 地域支援会議・協議体からの報告について

コロナ禍にあっても、事業中止ではなく何らかの形で実施していくということで、各包括とも地域住民の声を拾い、地域支援会議や協議体で話し合いを重ね、地域の協力を得て事業実施に繋げておりました。例えば、北部圏域では地区社協規模の小さなボランティア団体の立ち上げに併せ、『小さなことからできるボランティア』についての講話を聴く機会が設けられました。東部圏域では、地域支援会議の委員の紹介で、小学校での認知症サポーター養成講座の実施校を増やしました。南部圏域では、地域支援会議の委員である自治会長を通じて自治

会館借用の許可を受け、いきいき百歳体操の出前講座や、その後の自主グループ作りを行いました。

委員からは、いかに人との交流の場を確保していくかが大事との意見があり、委員長からは、区連絡会の委員はそれぞれ地域支援会議等の委員も兼ねていることが多いことから、各委員が日々の観察で得られた知見を、会議でぜひ報告していただきたいとお話をいただきました。

#### 4 地域支え合い推進員の活動報告について

コロナ禍での活動自粛の雰囲気は長引く中でも、既存の自主グループの活動再開支援を行っている他、今まで自主グループがなかった地区の自治会に働きかけ、新規グループの立ち上げ支援を行っており、複数のグループが活動を開始あるいは今後活動予定との報告を受けました。こうした自治会等関係機関と協働した取り組みについて、委員から評価を受けました。

報告は以上となります。

議題（２） 令和３年度第２回さいたま市区地域包括支援センター  
連絡会について（中央区）

（資料 ３５～３９ページ）

１ 令和３年度地域包括支援センター上半期運営状況報告について  
緊急事態宣言が明けた時期から相談件数が増えはじめています。中でも、自宅での自粛により外出機会が減ったことで、体力低下や認知症状が進み、介護サービスの利用を希望される方が増加しています。また、要支援者の介護予防ケアプランの作成依頼が増えているものの委託先となる居宅介護支援事業所が中々見つからず、その対応に苦慮しています。

区連絡会委員からは、「ケアプランの作成を担うケアマネジャーの減少は、介護サービスの利用に直結する問題でもあるので、解決に向けて課題の洗い出しが必要ではないか。有資格者が地域に埋もれているので、そうした人材の掘りおこしが必要ではないか。」などの意見をいただきました。

２ 個別事例から見える地域課題について

中央区の地域特性として、高層マンションや団地などの集合住宅が立ち並ぶエリアが増えていきます。このような住宅事情からか、個別の実態把握が難しく、事態が複雑化し、悪化してから関わるケースが増えていきます。例えば、支援が必要な高齢者宅を訪問しても、引きこもりがちな４０代、５０代の子どもからの訪問拒否や電話の取り次ぎ拒否があり、支援の手が届かないケースがあります。行政や受診先の医療機関、保健所など関係機関から支援に繋がる情報を入手してからの対応となるため、問題解決には多くの時間を要するケースが増えていきます。

### 3 令和3年度上半期地域支え合い推進員活動状況について

サロンや茶話会などの活動については、自粛を継続しているグループが多く見られます。運動系の自主グループの多くは活動の再開が進んでいます。しかし、民間企業の空きスペースをいきいき百歳体操の活動場所とする自主グループは、コロナ禍の利用制限のあおりを受け、活動できず再開の目途が立たないグループもあります。活動を中断している自主グループからの支援要請に応じるため、区高齢介護課と地域支え合い推進員が連携して、与野本町小学校へ働きかけ、身近な地域での通い場として、新たな活動場所を確保することができました。このように、コロナ禍では、民間企業を活用しての地域活動は難しいように感じています。

コロナ禍では、対面による広報活動に限界があるため、非接触型のTwitterなどSNSの利用を促進したり、また、いつでも・どこでも・だれでも、地域資源の最新情報を入手することができる「与野支え合いマップ（地域情報アプリ）」を地域に広めていくため、利用案内のチラシを民生委員や地域を代表する方へ配布するなど、多くの住民の目に留まるように広報活動を展開しているとの報告がありました。

議題（２） 令和３年度第２回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について（桜区）

（資料 ４０～４３ページ）

令和３年度第２回桜区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和３年１２月９日（木）に開催いたしました。

桜区連絡会の主な報告は２点になります。

１点目は、４１ページの「２ 令和３年度上半期 一般介護予防事業の実施状況」について、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった教室が多かった旨を報告しました。健口教室は実施できませんでしたが、ますます元気教室は７月から、すこやか運動教室は６月下旬から再開しました。ただし、コロナ禍前はどちらの教室も２桁だった参加者が１桁へと減少しました。

２点目は、４２ページの「４ 地域包括支援センターにおける活動報告」について、北部圏域からは、高齢化に伴い相談件数が増加傾向にある、独居高齢者増加に伴い家事援助の需要が多くなっているがヘルパー不足により事業所を探すのが困難な状況、介護施設を利用した自主グループやサロンは新型コロナウイルスの影響で再開の目処が立たない状況、という報告がありました。

南部圏域からは、集合住宅で孤独死の報告が複数あり、安否確認がとれない高齢者がいるという相談が増加、緊急事態宣言中は相談件数が減ったが解除後の現在は増えている状況、という報告がありました。

桜区連絡会の報告は以上となります。

議題（２） 令和３年度第２回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について（浦和区）

（資料 ４４～４８ページ）

令和３年度第２回浦和区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和３年１２月７日（火）に開催いたしました。

浦和区連絡会の主な報告は２点になります。

１点目は、４５ページの「２ 令和３年度上半期地域包括支援センター活動報告について」ですが、月次報告書の概要、介護者サロン、権利擁護事業実績及び年間重点取組目標の４点について報告を行いました。

委員からは、「包括職員は地域の方との信頼、関係性ができているからこそ、小さな声の相談を拾えるのではないかと思った。」、「緊急事態宣言が出た当初は外出自粛等の動きが強く、人とのつながりが希薄になる傾向があり、高齢者本人の認知機能が低下する他、介護者が追い詰められる例も見られ、何とかこの状態を打開できないものかと考えている。」などの意見をいただきました。

２点目は、４７ページの「３ 令和３年度上半期地域支え合い推進員の活動報告について」ですが、各地域包括支援センターの地域支え合い推進員から高齢者生活支援体制整備事業計画書に沿って報告を行いました。

委員からは、「地域包括支援センターの近隣の自治会長や自治会役員に対して活動内容を説明する機会を設けてもらえれば、地域包括支援センターと地域が一体になって活動ができるようになるのではないか。」という意見をいただきました。

議題（２） 令和３年度第２回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について（南区）

（資料 ４９～５３ページ）

令和３年度第２回南区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和３年１１月２５日（木）に開催いたしました。

１ 令和３年度第１回さいたま市地域包括支援センター運営協議会報告について

運営協議会会議録に沿って各議題の概要について報告をいたしました。

委員からは、報告事項（１）「令和３年度さいたま市地域包括支援センター運営方針について」に関して、高齢者支援に際しては高齢者だけでなくその家族を含めた支援が必要であること、その中で制度に繋がらないケースが出てきているため、地域包括支援センターに相談していくこと。その他、老人クラブの周知を積極的に行って欲しい要望がありました。

報告事項（２）「令和２年度さいたま市地域包括支援センター運営状況について」に関して、高齢者虐待の対応、消費者被害に関する相談、成年後見が必要な方の発見といった事案に対する取り組みについて質問や要望が出されました。

２ 令和３年度上半期事業報告について

各地域包括支援センターの上半期事業実績のうち、総合相談業務では、介護保険に関すること、継続相談の増加、コロナの影響で閉じこもりがちとなり認知症状が悪化した、歩行状態が悪くなり転倒し骨折した、という



相談が多く見受けられたとの報告がありました。地域活動、介護者サロンでは、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い再開したとの報告がありました。Zoomを活用した会議やオレンジカフェを実施した報告もありました。

### 3 介護予防支援業務の公正・中立性の評価について

すべての包括において、介護予防訪問介護、介護予防通所介護ともに判定基準となる50%以下と、サービスに偏りがなく、公正・中立性が保たれているとの評価をいただきました。

### 4 令和3年度上半期地域支援会議の報告について

新型コロナウイルスの影響で、集合形式、書面会議、オンライン会議のいずれかで実施しました。ケアマネジャーは、地域のことが分からない、一方で地域の方はケアマネジャーがどこにいて何をしているのか分からないという意見があり、ケアマネジャーと自治会、サロン活動主催者と顔合わせの会合を検討していくとの報告。8050問題対応や、障害を持つ人が世帯内にいる世帯全体の支援のために、高齢者分野と障害者・児童分野・生活保護との連携を図っていく必要があるとの意見があったとの報告がありました。地域の高齢者サロンに出前講座を実施した際、口頭で地域包括支援センターの周知を行っていますが、参加者から包括のDVDはないのかと質問がありました。さいたま市でDVD等の作成を検討いただきたいとの報告がありました。

委員からは、福祉まるごとセンターが、実際どの程度機能しているのか、相談実績がどうなっているのか少し心配なところ。出向くのもハードルが高いためアウトリーチも必要との意見がありました。ふじみ野市

では「まるごと相談支援体制」というものが上手く構築されていたため、参考にしていただければと思う。施設探しについて、厚生労働省のホームページも情報の更新頻度に問題はあるものの、以前に比べて改善されて使い勝手が良くなったため、地域包括支援センターのスタッフも「情報の公表」で検索いただき、利用者に伝えてもらったらと思うとの意見がありました。

#### 5 高齢者生活支援体制整備事業について

新型コロナウイルスの影響で、いきいき百歳体操の自主サークルで活動していた高齢者施設が借りられなくなったため、代替えの場所と体操の検討をし、通える範囲内の公園で実施すること、理学療法士の協力を得て、歩行や転倒予防に必要な下肢筋力の維持向上に効果のある体操を作成したとの報告がありました。また、買い物に困っている人が多かった水深団地（外環道を越え、東京寄りにある団地）や松本地区に移動販売車を誘致しましたとの報告がありました。その他、包括職員が講師となり、LINEの使い方ステップアップ講座を開催し、誰かと繋がるきっかけになればと思っているとの報告がありました。

委員から、水深団地はエレベーターがなく、「階段昇降が困難な方はどうしているのか。」との質問があり、現在は包括が手助けしているが、同時に団地の自治会で団地内配達サービスとして実施できないか提案をしているところと回答。

#### 6 JAGESについて

JAGESについて、全体及び南区の特色を簡単に説明しました。その調査結果を受け、行政・地域支え合い推進員・地域のリハビリ職と話

し合い、行政で行う介護予防事業の多くは公民館や区役所で行っており、既存の会場から離れた市民や虚弱な方の参加が困難だという意見がありました。そのため、各包括の圏域毎に社会資源の創出が見込めそうな地区にフォーカスを当て、要支援者等の方々へアンケートを実施し、地域住民にとってどのような活動に興味があるかを情報収集し、社会資源の発掘の参考にしたいと考えました。アンケート結果については来年度の連絡会で報告いたします。

議題（２） 令和３年度第２回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について（緑区）

（資料 ５４～５９ページ）

令和３年度第２回緑区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和３年１１月２４日（水）に開催いたしました。

区連絡会の主な報告は４点になります。

１点目は、５５ページの「１ 緑区地域包括支援センター連絡会及び委員の改選について」です。改選後初めての会合であることを踏まえ、事務局より区連絡会の運営要領や地域ケア会議の構成などを説明しました。併せて、介護予防事業の実施状況、地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価の他、緑区の高齢者人口と関連させて日常生活圏域の見直しの考え方が整理されることを報告しました。

２点目は５５ページの「２（２）①上半期運営状況、活動状況および事業実績について」です。地域包括支援センターより、コロナ禍で多くの活動が制限される中、関係機関との連携を図りながら事業を遂行し、地域活動も徐々に再開したことについて説明がありました。

委員より、自治会、社会福祉協議会、民生委員、公民館からどのような協力体制を求めるかとの質問が出され、地域包括支援センターより、現状どおりの協力をお願いしたいが、今後は委員からも地域課題を挙げていただいて地域支援会議等で協議をしていきたいと考えている、また民間企業とも連携を図っていきたいとの回答がありました。また、拠点公民館の委員より、地区公民館と地域包括支援センターが活動方針や活動目標を共有していくことが必要との意見が出され、地域包括支援センターより、是非、お互いの業務の理解を深める機会を設けていきたいとの回答が

ありました。

3点目は57ページの「2(2)②令和3年度第2回地域支援会議について」です。北部・南部とも「介護保険以外の生活支援」をテーマに協議しました。介護保険の認定申請が増加し要支援者が増加する中、軽度者が望むサービスはゴミ出しや買い物といった家事支援が多いのですが、介護保険だけでは対応しきれない現状があり、介護保険以外のサービスの不足が課題であるということが認識されました。今後は、アンケートなどで地域の困り事を把握し、社会資源に繋げることができればとの説明がありました。

これについて委員から、今後ボランティアが増えなければ高齢化社会は乗り越えられないだろう、百歳体操の自主グループには元気な人も多いので、地域支え合い推進員が啓発をしていけば、ボランティアの輪が広がっていくのではないかとの意見がありました。

4点目は58ページの「2(3)地域支え合い推進員活動報告について」です。北部・南部の地域支え合い推進員より、コロナ禍で関係機関との関係づくりが思うように進まなかったことや通いの場の継続支援として、感染予防対策の注意喚起を改めて行ったことなどについて報告がありました。また、南部の地域支え合い推進員からは、高齢者が歩いて行ける「通いの場」の確保は難しいため、歩くのが難しい高齢者を送迎する方法を考えるなど発想を転換する必要がある、法人所有のマイクロバスを活用する方法などについて、自治会、社会福祉協議会、社会福祉法人、地域の企業等と意見交換ができる場ができるとよい、という提案がありました。緑区連絡会の報告は以上となります。

議題(2) 令和3年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について(岩槻区)

(資料60～65ページ)

令和3年度第2回岩槻区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和3年11月30日(火)に開催いたしました。

岩槻区連絡会の主な報告は3点になります。

1点目は、61ページの「4 令和3年度上半期介護予防事業について」ですが、

- ①ますます元気教室やいきいきサポーター養成講座は、昨年度に引き続き、定員数を少なくして、参加者同士が密にならないように配慮し開催。
  - ②健口教室は1クール目開催中止。
  - ③すこやか運動教室は、屋内での教室は中止。屋外の教室のみ開催。
- 等、各介護予防教室の上半期の状況について報告を行いました。

その中で、委員より、「ますます元気教室において、参加者のリピーター率が高いが、それについてどのように考えているか。」との意見がありました。区としても、教室終了後の地域の通いの場の創設を目標としており、そのためには新規の参加者を増やしていきたいと考えておりました。日頃より、各包括の地域支え合い推進員と連携をし、新規参加者の掘り起こしの依頼や、サロン等での周知を図っております。引き続き、包括と連携をして、地域の高齢者へ介護予防教室の情報を発信していきたいと考えております。

2点目は、62ページの「5 令和3年度上半期介護者サロンの実施状況について」ですが、各包括とも新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、サロンの開催場所の確保に苦慮している状況。そのような中、Zoomを利用したサロンの開催を行った場所があり、参加者は概ね満足されていたが、参加するまでのハードルが高く、他のサロンへのZoomの導入について、アプローチ方法等が課題となっています。

また、中部圏域で家族介護している方を対象に「岩槻多世代ケアラーズ（介護者）スクール」を開催。エンディングノートの書き方等の講義とあわせてサロン会も開き参加者から好評でした。

3点目は、64ページの「8 その他：【テーマ】地域住民が主体的に活動の場を増やすためにはどのような支援方法があるか」ですが、地域住民に対して地域包括ケアシステムを理解したうえで、自らが率先して社会参加をできるよう高齢者の行動変容を促すにあたり、実際にアプローチする方法やどのように働きかけるか等について、委員より意見を伺ったところ、他区の例で、地域の担い手養成研修修了者に対し、アプローチを行い「おとな食堂」を始めた事例があることや、アドバンスケアプランニングに関連付けて、自分がどういう風に過ごしていきたいか、どのような最期を迎えたいかを考えていくことで、それが、自主性や主体性に繋がっていければ良いのではないかと、地区社協や自治会を通じて、高齢者へ情報を発信できれば、それをきっかけに交流が生まれると思うので、そういったところに働きかけを行えたら良いのではないかと。等の意見をいただきました。

これらの意見を参考に、引き続き、自治会や民生委員との情報共有や

包括・民協・地区社協等の関係機関との連携を通じて、地域の高齢者の活動を支援していきたいと考えております。



議題(3) 令和4年度さいたま市地域包括支援センター運営方針(案)  
等について

(資料 66～71ページ)

「さいたま市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47の規定に基づき、地域包括支援センターが行うべき事業の実施に係る方針を示しています。

運営方針は、法令の改正や社会情勢の変化等があった際には内容の改訂を行っております。

令和3年度の運営方針は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応について追加したところがございます。

令和4年度の運営方針につきましては、現時点では、運営方針の改正が必要となる法令の改正や社会情勢の変化等がないことから、令和3年度の運営方針を継続とさせていただきたく協議をお願いするものでございます。

なお、1月25日時点において、国から運営方針の改正が必要となる通知等は発出されておりませんが、本運営協議会終了後に、運営方針を緊急に修正する必要性が生じた際には、石山会長預かりとして改正させていただき、次回の地域包括支援センター運営協議会で報告させていただきたく、この点につきましてもご協議くださいますようお願いいたします。

報告(1) 令和3年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について

(資料72～81ページ)

(1) 資料について

①地域包括支援センターが中心的に実施している1～4の業務について、関係項目の数値をまとめたものです。

②令和元年度上半期、令和2年度上半期の数値については、昨年度の運営協議会で配布した資料から引用しています。

(2) 「1 総合相談支援業務」について

①1つ目の総合相談の受け付けは、昨年度同様、増加しております。

②その他の項目について、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少しておりましたが、感染症対策の実施や、オンラインによる事業実施等が増えたことにより、増加しております。

(3) 「2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」について

①全体として横ばいになっており、関係機関との連携等、総合的なケアマネジメント支援について問題なく行われているものと考えます。

(4) 「3 権利擁護業務」について

①全体として増加傾向になっており、特に、消費者被害の防止について、実績が増加しています。

(5) 「4 介護予防ケアマネジメント業務」について

①要支援者に対する介護予防支援及び事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントの件数が増加しています。居宅介護支援事業所への委託率については、上半期では大きな増減はありませんでした。

(6) その他について

①資料78ページ～81ページについては、地域包括支援センターごとの数値内訳となっており、全ての地域包括支援センターの各項目の小計の一部を特出ししたものが、今まで説明した資料となっています。

報告(1) 令和3年度上半期さいたま市地域包括支援センター介護者  
サロン実施一覧について

(資料82～85ページ)

介護者サロンは、介護をしている人が、悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流をはかる場のものや、認知症の人本人や、その家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、地域包括支援センターにおいて実施しているものです。

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて開催場所が減少しておりましたが、感染症対策を実施したうえでの開催や、Zoomでの開催により、増加しております。

参加者の主な声は、例年通り、多くの好評をいただいておりますが、特に、コロナ禍で久しぶりに交流できて良かったという声が多くあり、本市としましても、引き続き、開催に向けた工夫点などを周知していきます。

報告(2) 令和3年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護  
予防支援業務の公正・中立性の評価について

(資料86～90ページ)

(1) 本市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価の仕組み

①評価の目的等は、地域包括支援センターが利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所を選定する際は、利用者の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所にかたよらないようにするよう、公正・中立性の確保が必要となっています。

②対象サービスの種類は、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の2種類とし、本調査におきましては、事業者数が少ない市独自基準の緩和型サービスは含めず、従前相当サービスのみで算出しています。

③評価方法は、毎年度1回対象月を指定した時点評価とし、対象サービスである2種類（「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」）のサービス提供事業者の、「サービスを位置づけた人数の占有率」で判定することとしています。

④判定基準につきましては、資料の88ページになりますが、運営協議会で協議をしていただき占有率を50%と決定し、この判定基準を超過している地域包括支援センターがあるかということで評価を行い、「特定の事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」が50%以下なら「課題なし」、50%を超える場合「課題あり」としています。

⑤判定基準を超過し「課題あり」とされた地域包括支援センターに対しては、そのような状況になった理由を記載した文書を区役所高齢介護課へ提出してもらい、必要に応じてヒアリングや指導を行い、判定結果等を

区連絡会及び運営協議会へ報告するものとしています。

(2) 令和3年度の調査結果

①今回の調査結果につきましては、資料の89ページと90ページになりますが、対象月を令和3年6月分のサービス提供分としました。

②資料の89ページが介護予防訪問介護分、90ページが介護予防通所介護分となっています。

③占有率につきましては各ページの一番右側に記載がありますが、今回の調査では、両方の対象サービスにおきまして、判定基準50%を超えた地域包括支援センターはなく、公正・中立性が確保されているという結果になりました。

報告（3）その他報告事項について

(資料92～93ページ)

1 地域包括支援センターの職員配置について

令和3年12月末時点で、地域包括支援センターに配置すべき職員が不足しているセンターが8か所あります。

令和4年1月に職員が不足している8センターに状況を確認したところ、ハローワークや民間の求人広告、看護系大学への依頼など、様々な媒体を活用して求人を行っているが、採用に至らないとのことでした。

以上のように、地域包括支援センターの人材確保について苦慮しており、引き続き、委員の皆様が所属する団体等へ相談等がありましたら、ご支援くださいますようお願いいたします。